

令和8年7月24日

職員の懲戒処分等について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、小矢部市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき公表します。

1 被処分者の 所属・職位、性別	総務部 課長補佐級 男性
2 処分の内容	停職1か月
3 処分理由 (事案の概要)	被処分者は、勤務時間外である令和8年6月13日（土曜日）に、飲食店において飲酒を伴う食事等をしていた際、被処分者の同行者2人と当該飲食店に居合わせた同席者2人がいる場で、当該飲食店関係者に関する市税等の情報を口外し、これを漏えいした。 この行為は、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものである。よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分を行うものである。
4 処分年月日	令和8年7月24日
5 管理監督者処分	課長級 厳重注意